

高鍋町障がい者自立支援協議会設置要綱

平成24年9月3日

高鍋町訓令第52号

(設置)

第1条 地域における障害福祉に関し、関係機関が連携を図り、障害者等の支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うために障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者等
- (3) 障害福祉団体関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 雇用関係機関
- (6) 教育関係者
- (7) 自治公民館長
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 学識経験者
- (10) その他町長が必要と認めた者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第5条 協議会には、必要に応じ、専門部会等を設置することができる。

(協議事項)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域における相談支援体制の整備、強化に関すること。

- (2) 困難な事例への対応、調整等に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークに関する事。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関する事。
- (5) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に関する事。
- (6) その他協議会が必要と認める事。

(秘密の保持)

第7条 協議会の委員及び部会員は、個人情報の保護に十分留意し、職務上知り得た秘密は他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのないもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

高鍋町障がい者自立支援協議会 委員名簿

任期：平成 29 年 7 月 31 日～平成 32 年 3 月 31 日

委員職氏名		区 分	備 考
高鍋町相談支援部会 部会長	久保田 貴紀	相談支援事業者	
うからの里高鍋事業所 通所支援部長	入木 伸	障害福祉 サービス事業者	
社会福祉協議会居宅介護事業所 訪問介護員	尾崎 千穂		
NPO 法人しろはと工房 理事長	黒木 誠		
高鍋町視覚障害者福祉会 会長	西條 由希	障がい者団体	
手をつなぐ育成会 会長	大上 彰弘		
キャンパス☆きっず	蓑毛 美奈子		
医療法人 恵喜会 西都病院 地域支援相談室	米田 真由美	保健・医療関係	
高鍋保健所 主任技師	宮里 瞳		
高鍋公共職業安定所 雇用指導官	田中 康洋	雇用関係機関	
たかなべ就業・生活支援センター 主任就業支援員	黒木 直美		
株式会社 アーバンエチュード 代表	中武 功見	〃（企業代表）	副会長
児湯るびなす支援学校 チーフコーディネーター	海老原 裕紀子	教育関係者	
高鍋町教育委員会 教育総務課長	野中 康弘		
自治公民館連絡協議会 評議員	加藤 智徳	自治公民館長	
民生委員児童委員協議会 障がい部委員	竹原 則夫	民生委員児童委員	
児湯福祉事務所 地域福祉課長	松元 孝徳	学識経験者	
小丸川土地改良区 事務局長	上野 光正	町長が認めた者	
社会福祉法人 高鍋社会福祉協議会 会長	矢野 友子		会長
高鍋町 福祉課長	中里 祐二		